

<契約者様のご意向確認について>

ご意向確認とは、お申出いただいたご契約の変更内容が、契約者様のご意向（ニーズ）に沿った内容であるかを確認させていただくためのものです。

契約内容変更をお申込みされる場合には、お客様のご意向が下記内容に沿ったものとなっているかご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

詳しくはお客様コンタクトセンターまでお問い合わせください。

■ 積立期間(年金支払開始日) の変更について

- 変更後の積立期間および年金支払開始日はご意向に沿った内容となっている。

(補足のご説明)

積立期間はお支払いただいた保険料の特別勘定での運用期間であり、積立期間終了時の積立金が年金原資となり、年金支払開始日より年金の支払を開始します。

毎月一定額の基本保険金の規則的増額を付加されているご契約の場合、積立期間は規則的増額の保険料払込期間になります。

■ 確定年金の年金支払期間、保証期間付終身年金の保証期間の変更について

- 変更後の確定年金の年金支払期間または保証期間付終身年金の保証期間はご意向に沿った内容となっている。

(補足のご説明)

年金は積立期間終了時の積立金が年金原資となり、年金支払期間または保証期間を延長すると毎年の年金額は減少し、期間を短縮すると年金額は増加します。